

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出の内容（令和3年7月28日届出）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）丸栄百貨店不動産再開発

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか38筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

| 名 称             | 代表者の氏名         | 住 所                     |
|-----------------|----------------|-------------------------|
| 大和情報サービス<br>(株) | 代表取締役<br>伊藤 光博 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2<br>号 |

(2) 小売業者

| 名 称 | 代表者の氏名 | 住 所 |
|-----|--------|-----|
| 未定  | 未定     | 未定  |

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年 3月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,755平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

84台

(2) 駐輪場の収容台数

101台

(3) 荷さばき施設の面積

52.8平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

92.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者 | 開店時刻     | 閉店時刻     |
|------|----------|----------|
| 未定   | 午前 7時00分 | 午後11時00分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで